



| トピックス | TOP | MPD |
|-------|-----|-----|
| S・A   | 15  | 15  |
| 論文    | 5   | —   |

## 名誉に対する罪

### 名誉毀損罪

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する(刑法230条1項)。

#### ① 意義

公然と事実を摘示して、人の名誉を毀損した場合に、その事実の有無にかかわらず成立する罪である。

#### ② 保護法益

人の名誉であり、これは人に対する社会的評価を意味する。

#### 人の名誉

- 人には、法人、その他の団体も含まれる(最決昭58.11.1)。
- 性格・健康・職業等、社会において積極的価値を持つものは**全てその対象となる**。
- 支払能力等の経済上の価値も名誉の要素となるが、これは、特に「信用」として**信用毀損罪(刑法233条)**の保護法益となる。



#### ③ 要件

##### (1) 公然

不特定又は多数人が認識できる状態をいう(最判昭36.10.13)。

##### (2) 事実の摘示

- ア 人の名誉を害するに足る**具体的事実**を取り出して示すことをいう。
- イ 摘示される事実は、**虚偽のものであってもよい**が、人の社会的評価を低下させる具体的なものである必要がある。

その事実が**既に広く知れ渡っており**、今更これを摘示しても特に名誉を低下させるおそれがないときは、**本罪は成立しない**んだね。



ウ 摘示の方法は、**問わない**(口頭、文書・図画の配布、インターネット利用等)。

#### (3) 毀損

人の社会的評価を害する危険を生じさせることをいい、**現実**に害されたことを要しない。

#### (4) 既遂

社会的評価を害する**おそれのある状態**を作れば既遂となる(抽象的危険犯)。

#### ④ 真実であることの証明による免責

- ① **事実の公共性**、② **目的の公益性**、③ **事実の真実性**があったとき、名誉毀損罪として**処罰されない**(刑法230条の2第1項)。

①～③については、被告人にその**挙証責任**があります。



##### (1) 事実の公共性

摘示された事実は「**公共の利害に関する事実**」に係るものでなければならない。つまり、その事実の摘示が**公共の利益増進に役立つ**という意味である。

##### (2) 目的の公益性

「その目的が**専ら公益を図ることにあったと認める場合**」でなければならない。

「目的」とは、**動機**のことです。名誉毀損の違法性を阻却するための**主観的要件**です。



##### (3) 事実の真実性

摘示事実の全てを証明する必要はなく、その**主要な点について証明すれば足りる**。



#### 真実性の誤信と名誉毀損罪の成否

判例

刑法230条の2第1項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、**確実な資料・根拠に照らし相当の理由**があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である(最判昭44.6.25)。



#### 公共の利害に関する場合の特例

- ① 逮捕された犯人に対する報道等、**公訴提起前の犯罪行為に関する事実**は、公共の利害に関する事実とみなされる(刑法230条の2第2項)。
- ② 公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係るときは、**事実の公共性と目的の公益性の立証は不要**で、真実であることの証明があったときは罰せられない(刑法230条の2第3項)。





# マンガでTRY 法学論文 憲法



TOPの論文 1、TOP・MPDの論文 1とリンク！

## 報道の自由と犯罪捜査

A警部が当直責任者として勤務中、被害者の自宅の床下から被害者の遺体が発見されて捜査が行われていた殺人事件について、指名手配をしていた被疑者を通常逮捕したと報道機関に発表した。この事件は世間から注目されていたため、報道機関から、犯行の動機や犯行内容の詳細も教えてほしいとの要望があった。しかし、A警部は被疑者の氏名や性別、年齢等を答えるにとどめ、犯行の動機や犯行内容の詳細については発表をしなかった。

先月〇〇市で起きた殺人事件について速報です

NEWS

被害者Bさんが自宅の床下から遺体で見つかった事件で…

指名手配中のC男が逮捕されました

NEWS

例の事件…大きなニュースになっていますね

警察署

A警部

我々はいつもおどおり職務を全うするだけだ

はい

留置施設の巡視に行こう…

あっ出てきたぞ！ A警部だ！

〇〇社ですけど例の事件について教えてください！

犯行の動機は？

犯人はC男、46歳男性

報道機関に発表しとおりです

犯行内容を詳しく！

あの…

それ以上のことはお答えできません

知ってるのに教えないんですか？

報道の自由を侵害してますよ！

**問** A警部の対応に関し、憲法上の問題点について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡